令和5年10月から消費税インボイス制度が始まります

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっています。

インボイス制度においては、買い手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売り手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

≪早期登録申請のお願い≫

インボイス発行事業者の登録申請については、令和4年9月時点では約120万事業者 が登録しています。

現在毎月約20万程度が登録されており、そのペースも前月比で+20%になるなど、加速度的に増加しています。

原則的な登録申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加し、登録処理に時間を要することが予想されますので、現時点で登録を予定されている事業者におかれましては、できるだけ早期の登録申請をお願いします。

制度に関する各種ご案内

- ▶ インボイス制度特設サイト
- ▶ 令和5年10月 インボイス制度が始まります! (リーフレット)
- ▶ 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために
- ▶ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き
- ▶ 適格請求書等保存方式に関するQ&A
- ▶ 税務相談チャットボット
- ▶ 国税庁 軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

- ▶ 財務省(HP)
- ➢ 公正取引委員会(HP)
- ▶ 中小企業庁(HP)
- ➤ 国土交通省(HP)
- ※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業